

【改定日】

2021年4月1日(木) 16時より

【対象】

自動車セーフティサービス

【内容】

自損事故

搭乗者傷害

変更

人身傷害

カバーされる事故の内容
(限度額等)も変更となります。

P509 ニッケン総合セーフティサービスのご案内

変更前

サービスの種別	カバーされる事故の内容 (限度額等)		対象車種 (機種)	サービス料
A 自動車セーフティサービス <small>※当社の車両に 限ります。</small>	対人賠償	無 制 限	登録ナンバー付車両 乗用車、ライトバン、軽トラ、軽バン、軽ダンプ 2t ダンプ、4t ダンプ、3 転ダンプ、散水車、 平ボディ車、ナイター車、オーバーフエンス、 リフトラ、ハイライダー、 ツリトラ (積載型トラッククレーン)、その他	無 料
	対物賠償	無制限 (乗用車・軽貨物*に限る) (お客様負担額: 1 事故 5 万円) <small>※乗用車、ライトバン、軽トラ、軽バン、軽ダンプ等</small>		
		1,000 万円 (上記以外の車両) (お客様負担額: 1 事故 5 万円)		
	自損事故	1,500 万円 (死亡・後遺障害)		
搭乗者傷害 (定員あり)	1,000 万円 (死亡・後遺障害)			
	入院日額 15,000 円 通院日額 10,000 円			



変更後

サービスの種別	カバーされる事故の内容 (限度額等)		対象車種 (機種)	サービス料
A 自動車セーフティサービス <small>※当社の車両に 限ります。</small>	対人賠償	無 制 限	登録ナンバー付車両 乗用車、ライトバン、軽トラ、軽バン、軽ダンプ 2t ダンプ、4t ダンプ、3 転ダンプ、散水車、平ボディ車、 ナイター車、オーバーフエンス、リフトラ、ハイライダー、 ツリトラ (積載型トラッククレーン)、その他 <small>注) 人身傷害について 搭乗者の自動車事故によるケガ (死亡・後遺障害を含む) について、 すべて実際に生じた損害を対象とするサービスとなります。 なお、健康保険や労災保険等の制度にご加入されている場合には、そ れらの給付を優先して受け取られた後に、本サービスを御利用いただく こととなります。(支払対象となる損害の認定及び額は、保険約款に定 める基準に従い算出等されることとなります。)</small>	無 料
	対物賠償	無制限 (乗用車・軽貨物*に限る) (お客様負担額: 1 事故 5 万円) <small>※乗用車、ライトバン、軽トラ、軽バン、軽ダンプ等</small>		
		1,000 万円 (上記以外の車両) (お客様負担額: 1 事故 5 万円)		
	人身傷害 (乗車定員あり)	1 名につき 5,000 万円まで 入院・通院費用は実額		

P510 自動車セーフティサービス/セーフティサービスは無料です

変更前

搭乗者傷害 / 1,000万円
※1名限度額 (死亡・後遺障害)
 ※後遺障害の補償額は1千万円、程度 (等級等) によって異なります。
 入院日額: 15,000 円 / 1名 通院日額: 10,000 円 / 1名
 運転中あやまって搭乗者が死傷してしまった場合。

自損事故 / 1,500万円
※1名限度額 (死亡・後遺障害)
 ※自賠責保険の対象とならない時のみ適用されます。
 自分自身があやまって事故を起こし死傷した場合。

変更後

人身傷害 / 5,000万円まで
※1名限度額 (死亡・後遺障害等)
 ※後遺障害の補償額は程度 (等級等) によって異なります。
 入院・通院費用実額
 運転中あやまって自身または搭乗者が死傷してしまった場合。

P511 自動車セーフティサービス/自動車セーフティサービスの対象外となる主なケース

変更前

自動車セーフティサービスの対象外となる主なケース

- 無資格、無免許または酒気帯び、薬物使用等での運転による生じた損害 (対人・対物賠償は除く)
- 台風、土砂崩れ、洪水または高潮によって生じた損害 (搭乗者傷害・自損事故は除く)
- 申込者等の業務に従事中の使用人に対する対人賠償損害
- 申込者等の会社・本人及び同居の親族が、使用または管理する財物 (工事の対象物等) が滅失、破壊または汚損された場合にそれによって申込者等が被る対物賠償損害
- 正規の乗車装置以外 (バック内・荷台等) に乗車中の事故による死亡・後遺障害、又は傷害
- 申込者等の自発行為・闘争行為・犯罪行為によって、その本人に生じた損害 (搭乗者傷害、自損事故)
- 第三者賠償のうち法的賠償責任範囲外の場合
- カバーされる事故の内容 (限度額等) の賠償額を超える分の損害

変更後

自動車セーフティサービスの対象外となる主なケース

- 無資格、無免許または酒気帯び、薬物使用等での運転によって生じた損害 (対人・対物賠償は除く)
- 台風、土砂崩れ、洪水または高潮によって生じた損害 (人身傷害は除く)
- 申込者等の業務に従事中の使用人に対する対人賠償損害
- 申込者等の会社・本人及び同居の親族が、使用または管理する財物 (工事の対象物等) が滅失、破壊または汚損された場合にそれによって申込者等が被る対物賠償損害
- 正規の乗車装置以外 (バック内・荷台等) に乗車中の事故による死亡・後遺障害、又は傷害
- 申込者等の自発行為・闘争行為・犯罪行為によって、その本人に生じた損害 (人身傷害)
- 第三者賠償のうち法的賠償責任範囲外の場合
- カバーされる事故の内容 (限度額等) の賠償額を超える分の損害